

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号							
許認可等の種類	指定定期検査機関の指定	根拠条項	第20条						
審査基準	<p>○経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者は、指定定期検査機関の指定の申請を行う。</p> <p>1 指定定期検査機関指定申請書の提出</p> <p>2 指定の基準</p> <p>一 経済産業省令に定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。</p> <p>二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>三 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</p>								
	受付 機関	暮らしの安全 安心課	処理 機関	暮らしの安全安 心課	交付 機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	5